

令和元事業年度

事業報告書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

目次

1. 法人の長によるメッセージ	4
2. 法人の目的、業務内容	5
(1) 法人の目的	5
(2) 業務内容	5
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	5
(1) 設立根拠法	5
(2) 主務大臣(主務省所管課)	5
(3) 位置付けと役割	5
(4) 組織図	7
4. 中長期目標	8
(1) 概要	8
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標等	8
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	9
(1) 理念	9
(2) 運営方針	9
(3) 行動規準	9
6. 中長期計画及び年度計画	10
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況	13
(2) 役員等の状況	14
(3) 職員の状況	14
(4) 重要な施設等の整備等の状況	14
(5) 純資産の状況	15
(6) 財源の状況	15
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	15
(1) リスク管理の状況	15
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	16
9. 業績の適正な評価の前提情報	16
10. 業務の成果と使用した資源との対比	27
(1) 自己評価	27
(2) 当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	28
11. 予算と決算との対比	29
12. 財務諸表	30
(1) 貸借対照表	30
(2) 行政コスト計算書	30
(3) 損益計算書	31

(4)純資産変動計算書.....	32
(5)キャッシュ・フロー計算書.....	32
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	33
(1)貸借対照表.....	33
(2)行政コスト計算書.....	33
(3)損益計算書.....	33
(4)純資産変動計算書.....	33
(5)キャッシュ・フロー計算書.....	34
14. 内部統制の運用に関する情報(内部統制システムの運用状況など)	34
15. 法人の基本情報	36
(1)沿革.....	36
(2)設立根拠法.....	36
(3)主務大臣.....	36
(4)組織体制.....	36
(5)事務所の所在地.....	36
(6)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況.....	37
(7)主要な財務データ(法人単位)の経年比較.....	37
(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位).....	38
16. 参考情報	40
(1)要約した法人単位財務諸表の科目の説明.....	40
(2)その他公表資料等との関係の説明.....	42

1. 法人の長によるメッセージ

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED: Japan Agency for Medical Research and Development) は、平成 27 年に国立研究開発法人として発足して以来、「成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指し、医療分野における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進と成果の実用化に向けた取組を行っています。政府が定める健康・医療戦略等に基づき、これまで文部科学省、厚生労働省、経済産業省に分散していた医療分野の研究費を集約し、各研究機関等との連携の下、一体的な研究開発の実現を進めています。

AMED の取組を最大化させるため、第1期中長期計画(平成 27 年度－令和元年度)においては、支援を行う研究開発プロジェクトを、5つの横断型プロジェクト(医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療)及び4つの疾患領域対応型(がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病)の統合プロジェクト等にまとめ、連携させて推進してきました。さらに、これらのプロジェクトを効率的・効果的に実施するため、世界の最新の情勢を把握したプログラムディレクター(PD)、プログラムスーパーバイザー(PS)、プログラムオフィサー(PO)による事業管理を通じたマネジメント機能の高度化を行ってきました。

このほか、産業化に向けた支援、研究データシェアリングを含めたデータマネジメントの推進、公募・評価プロセスの国際化や海外研究機関等との連携強化、日本の若手研究者の育成などに力を注ぎ、医療分野の研究開発が円滑かつ効率的に行われるための環境を整備してきました。

令和元年度は、これらの取組を着実に進めるとともに、研究課題評価システムと研究開発マネジメントシステムを連携させ、データマネジメントプラン(DMP)を全研究課題に提出を義務づけることなどを通じて、データ利活用及びプロジェクトマネジメントの取組強化を推進しました。さらに、世界各国で感染拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関して、迅速に研究開発を進めて一刻も早く成果を実用化することが求められる社会的緊急性に鑑み、AMED では、政府全体の取組の一環として、製薬企業を含む産学官の連携を強化し互いに協力することを確認し、海外の研究者、研究機関とも協同して新型コロナウイルス感染症への対策に資する研究開発を積極的に支援してきました。

このような中、令和2年4月1日より、AMED の第2期中長期計画が始まりました。第2期では、第1期5年間に於いて得られた成果と今後の課題を検証しつつ、より円滑に力強い体制と運営を目指します。

この第2期中長期計画では、医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞・遺伝子治療、ゲノム・データ基盤、疾患基礎研究、シーズ開発・研究基盤の6つのモダリティ(治療手段)に、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野(がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症)を有機的に連携させ、幅広いニーズに対応した研究開発を効果的・効率的に進めています。また、医療分野の研究開発はもはや医学・薬学に留まらず、理学・工学、統計学・情報学、さらに社会科学・心理学、人間行動学など幅広い学問分野を背景に進められるべきであり、そのような観点から AMED の今後のあり方とマネジメントについて新しい視野を持って取り組みたいと思います。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に係る研究開発においても、感染の有無を短時間で正確に診断する検査技術、感染者の治療薬、さらには事前に感染を予防するワクチンの開発等について政府からの補正予算等を有効に用いて引き続き迅速かつ着実に取り組んで参ります。

AMED では、産学官はもとより、さまざまな情報や人を繋ぎ、連携を進めながら、健康・医療の研究開発を推進し、その成果を広く国内外に向けて発信して行く所存です。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第3条において以下のとおり規定されています。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条において以下のとおり規定されています。

機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- ② 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ③ 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- ④ 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

(1) 設立根拠法

健康・医療戦略推進法

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

(2) 主務大臣(主務省所管課)

内閣総理大臣(内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室)

文部科学大臣(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課)

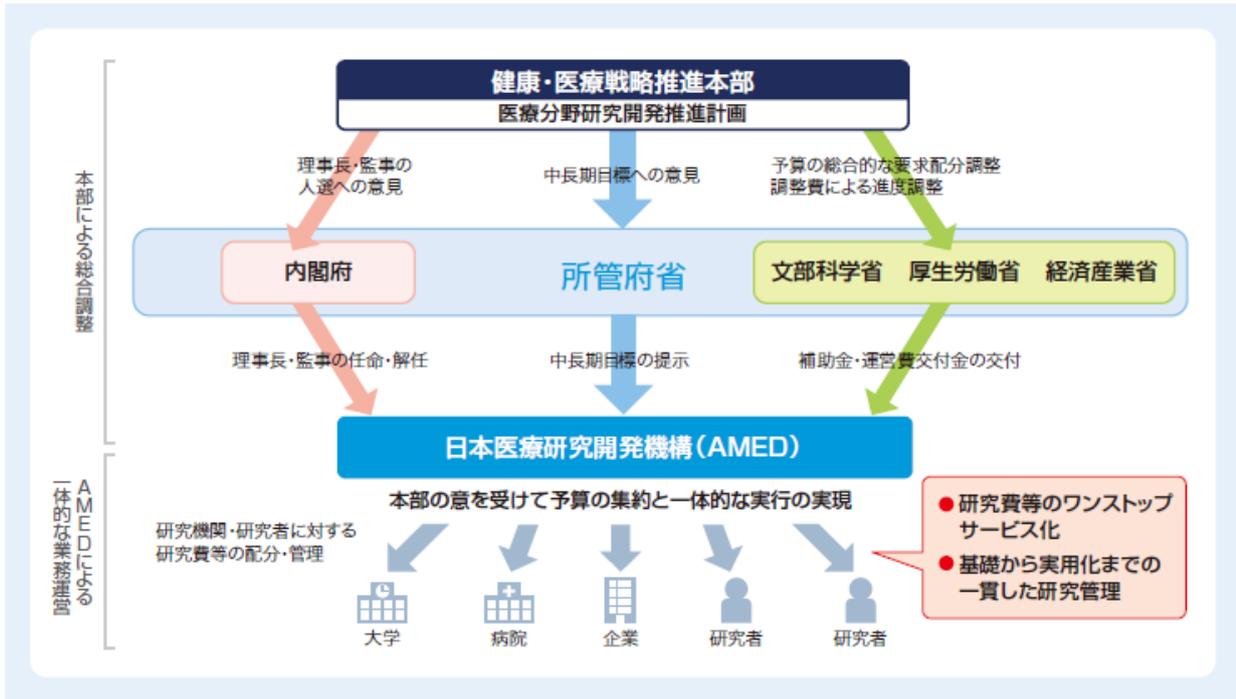
厚生労働大臣(厚生労働省大臣官房厚生科学課)

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループヘルスケア産業課)

(3) 位置付けと役割

AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、政府が定める健康・医療戦略等に基づき、関係省庁に分散している研究費を集約し、研究開発支援のワンストップサービス化を行い、基礎から実用化までの一貫した研究管理を行います。プログラムディレクター(PD)、プログラムスーパーバイザー(PS)、プログラムオフィサー(PO)による事業管理を通じたマネジメント機能の高度化をはじめとした医療に関する研究開発の実施及び臨床研究等の基盤整備に加え、産業化に向けた支援、国際戦略の推進を行っています。

日本医療研究開発機構(AMED)の位置付け



日本医療研究開発機構(AMED)に求められる機能

医療分野研究開発推進計画に基づくトップダウンの研究

医療に関する研究開発の実施

- プログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)等を活用したマネジメント機能
 - 医療分野研究開発推進計画に沿った研究の実施、研究動向の把握・調査
 - 優れた基礎研究の成果を臨床研究・産業化につなげる一貫したマネジメント(個別の研究課題の選定、研究の進捗管理・助言)
- PDCAの徹底
- ファンディング機能の集約化
- 適正な研究実施のための監視・管理機能
 - 研究不正(研究費の不正使用、研究における不正行為)防止、倫理・法令・指針遵守のための環境整備、監査機能

臨床研究等の基盤整備

- 臨床研究中核病院、早期・探索的臨床試験拠点、橋渡し研究支援拠点の強化・体制整備
 - 専門人材(臨床研究コーディネーター(CRC)、データマネージャー(DM)、生物統計家、プロジェクトマネージャー等)の配置支援
 - EBM*(エビデンス)に基づいた予防医療・サービス手法を開発するためのバイオバンク等の整備
- * EBM:evidence-based medicine

産業化へ向けた支援

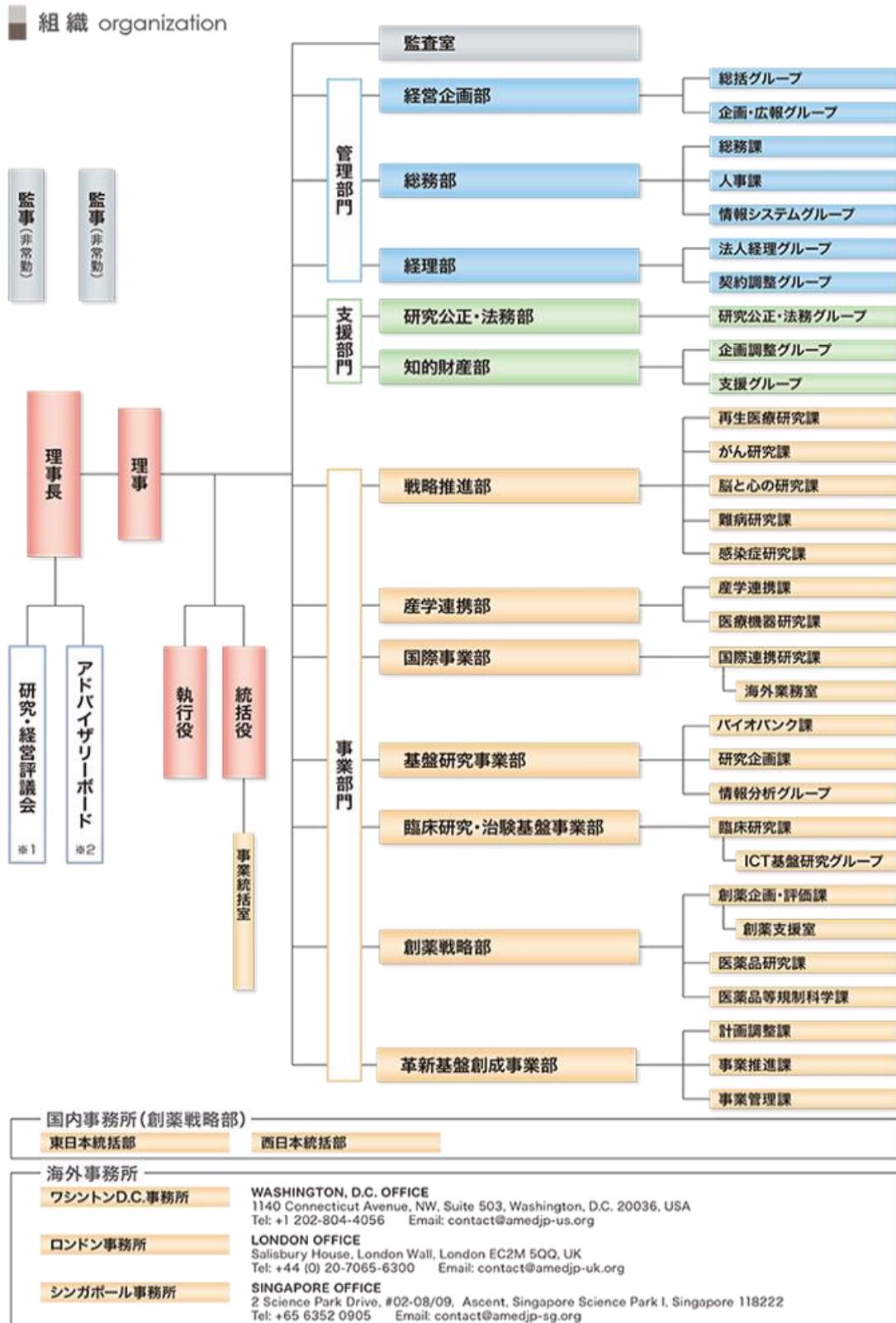
- ◆ 知的財産権取得に向けた研究機関への支援機能
 - 知的財産管理・相談窓口、知的財産権取得戦略の立案支援
- ◆ 実用化に向けた企業連携・連携支援機能
 - 医薬品医療機器総合機構(PMDA)と連携した有望シーズの出口戦略の策定・助言
 - 企業への情報提供・マッチング

国際戦略の推進

- ◆ 国際共同研究の支援機能
 - 国際動向を踏まえた共同研究の推進
 - 医療分野に係る研究開発を行う海外機関との連携

(4) 組織図

第1期中長期計画期間(平成27年度—令和元年度)におけるAMEDの組織体系は以下のとおりです。



国内事務所(創薬戦略部)	
東日本統括部	西日本統括部
海外事務所	
ワシントンD.C.事務所	WASHINGTON, D.C. OFFICE 1140 Connecticut Avenue, NW, Suite 503, Washington, D.C. 20036, USA Tel: +1 202-804-4056 Email: contact@amedjp-us.org
ロンドン事務所	LONDON OFFICE Salisbury House, London Wall, London EC2M 5QQ, UK Tel: +44 (0) 20-7065-6300 Email: contact@amedjp-uk.org
シンガポール事務所	SINGAPORE OFFICE 2 Science Park Drive, #02-08/09, Ascent, Singapore Science Park I, Singapore 118222 Tel: +65 6352 0905 Email: contact@amedjp-sg.org

※1 研究・経営評議会 研究の実施を含む機構の運営に関する重要事項に関し、理事長に対し助言等を行う組織
 ※2 アドバイザーボード 医療現場、産業界、研究者、患者等からのさまざまなニーズの把握のため理事長の下に置かれる会議

4. 中長期目標

(1) 概要

AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野の研究開発の司令塔として、国が定めた「健康・医療戦略」及び当該戦略に即した施策の基本的な方針や政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「医療分野研究開発推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関等と連携し、基礎から実用までの一貫した研究開発を推進します。この目的に資するため、法人の組織体制を柔軟に最適化することとしています。

基礎から実用化までの切れ目ない研究支援を一体的に行うため、次のことを行います。

統合プロジェクトごとにプログラム運営や統合プロジェクト間の連携等の高度な専門的調整を行うプログラムディレクター(PD)を配置する。また、統合プロジェクトを構成する事業運営や事業間の連携等の調整を行うプログラムスーパーバイザー(PS)、PS と協力して事業の運営管理実務を担うプログラムオフィサー(PO)を各事業に配置することにより、各事業の効率的・効果的な運営と研究開発の成果の最大化を目指し、全体として調和のとれたマネジメントを行います。

また、医薬品医療機器等法に基づく承認業務に精通した専門家等の専門的知見を有する者を登用し、実用化に向けた研究開発を効果的・効率的に実施します。

さらに、AMED 内に知的財産の専門家を配置し、研究開発の進捗に応じて、成果の実用化に向けた知的財産管理及び取得戦略の立案等の知的財産マネジメント支援を行うとともに、データマネージャーなどの臨床研究、治験及び医療への実用化をサポートする専門人材の人材育成支援を行います。

詳細については、第 1 期中長期目標をご覧ください。

(参照：<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標等

AMED は、中長期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分は、以下のとおりです。詳細については、第 1 期中長期目標をご覧ください。

(参照：<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

一定の事業等のまとめり	区分(セグメント)
(1)AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等	運営費交付金事業
(2)基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施	
① 医薬品創出	医薬品創出
② 医療機器開発	医療機器開発
③ 革新的な医療技術創出拠点	革新的な医療技術創出拠点

④ 再生医療	再生医療
⑤ オーダーメイド・ゲノム医療	ゲノム医療
⑥ 疾患領域対応型統合プロジェクト<がん>	疾患領域対応型統合プロジェクト<がん>
⑦ 疾患領域対応型統合プロジェクト<精神・神経疾患>	疾患領域対応型統合プロジェクト<精神・神経疾患>
⑧ 疾患領域対応型統合プロジェクト<新興・再興感染症>	疾患領域対応型統合プロジェクト<新興・再興感染症>
⑨ 疾患領域対応型統合プロジェクト<難病>	疾患領域対応型統合プロジェクト<難病>
⑩ 健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発事業	健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発事業

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 理念

AMED は、医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担い、「医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指します。

(2) 運営方針

- ・基礎から実用化までの一貫した医療研究開発を推進し、研究開発の成果の普及と円滑な実用化を図ります。
- ・研究開発を推進する触媒となり、医療イノベーション創出への道を拓きます。
- ・研究成果の実用化に向けて産学連携の支援を行います。
- ・海外機関と連携して国際動向を踏まえた共同研究を推進します。
- ・研究費の効果的な運用や業務の効率化について改善を続けます。
- ・適正な研究実施のための不正防止や法令遵守に取り組みます。

(3) 行動規準

AMED の理念を実現するために、役職員はこの行動規準に基づき誠実に行動します。

1. 法令等の遵守

私たちは、常に高い倫理観を持ち、法令及び組織の諸規程の遵守はもとより、社会規範に則り、誠実かつ責任をもって行動します。

2. 業務の効率性・透明性の確保

私たちは、業務の原資が公的資金であることを常に意識し、効率的かつ効果的に業務を遂行するとともに、説明責任を全うするため、透明性の高い業務運営を行います。

3. 公正な業務の遂行

私たちは、AMED の使命を自覚し、自らの業務に熱意と誇りを持ち、公正かつ適正に業務

を遂行することにより、社会的な信頼を維持し向上させます。

4. 厳重な情報管理

私たちは、職務上知り得た秘密や個人情報などの機密情報を、厳重かつ適正に管理します。

5. ハラスメントの防止

私たちは、一人ひとりの人格と人権を尊重し、差別やハラスメントは行いません。

6. 働きやすい職場環境の確保

私たちは、自己研鑽と専門性の向上に努め、コミュニケーションとチームワークを大切にし、一人ひとりが個性と能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。

6. 中長期計画及び年度計画

第1期中長期計画(平成 27 年4月－令和2年3月)に掲げる主な項目は次のとおりです。令和元年度を含む各年度の年度計画においては、第1期中長期計画に掲げる 2020 年(令和2年)までの目標等を達成するための研究開発事業等を推進することが定められています。

詳細については、第1期中長期計画及び令和元年度の年度計画をご覧ください。

(参照:<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

主な第1期中長期計画とその指標等
基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施
① 医薬品創出 2020 年(令和2年)までの達成目標として、 <ul style="list-style-type: none">・相談・シーズ評価 1,500 件・有望シーズへの創薬支援 200 件・企業への導出(ライセンスアウト)5件・創薬ターゲットの同定 10 件 を目指すものとする。
② 医療機器開発 2020 年(令和2年)までの達成目標として、 <ul style="list-style-type: none">・5種類以上の革新的医療機器の実用化・医工連携による医療機器開発件数 100 件・医療機器の実用化による成果 約 1,500 億円 を目指すものとする。
③ 革新的な医療技術創出拠点 2020 年(令和2年)までの達成目標として、 <ul style="list-style-type: none">・医師主導治験届出数 年間 40 件・First in Human(FIH)試験(企業治験を含む)年間 40 件 を目指すものとする。

④ 再生医療

2020年(令和2年)までの達成目標として、

- ・iPS細胞技術を活用して開発した新規治療薬の臨床応用(臨床研究又は治験の開始)
- ・再生医療等製品の薬事承認数の増加
- ・臨床研究又は治験に移行する対象疾患の拡大 約35件
- ・再生医療関係の周辺機器・装置の実用化
- ・iPS細胞技術を応用した医薬品心毒性評価法の国際標準化への提言を目指すものとする。

⑤ オーダーメイド・ゲノム医療

2020年(令和2年)までの達成目標として、

- ・糖尿病などに関するリスク予測や予防、診断(層別化)や治療、薬剤の選択・最適化等に係るエビデンスの創出
 - ・発がん予測診断、抗がん剤等の治療反応性や副作用の予測診断に係る臨床研究の開始
 - ・認知症・感覚器系領域のゲノム医療に係る臨床研究の開始
 - ・神経・筋難病等の革新的な診断・治療法に係る臨床研究の開始
- を目指すものとする。2020年(令和2年)までに、上記の達成目標のうち少なくとも1つ以上達成することを目指すものとする。

⑥ 疾患領域対応型統合プロジェクト<がん>

2020年(令和2年)までの達成目標として、

- ・日本発の革新的ながん治療薬の創出に向けた10種類以上の治験への導出
 - ・小児がん、難治性がん、希少がん等に関して、未承認薬・適応外薬を含む治療薬の実用化に向けた12種類以上の治験への導出
 - ・小児がん、希少がん等の治療薬に関して1種類以上の薬事承認・効能追加
 - ・小児がん、難治性がん、希少がん等のドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ(開発ラグ)の解消に向けた、国際基準に準拠した臨床研究等の推進
 - ・小児・高齢者のがん、希少がんに対する標準治療の確立に向けた、ガイドライン(3件以上)作成に資する多施設共同臨床試験の実施
- を目指すものとする。

⑦ 疾患領域対応型統合プロジェクト<精神・神経疾患>

2020年(令和2年)までの達成目標として、

- ・認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立(臨床POC取得1件以上)
 - ・日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始
 - ・精神疾患の客観的診断法の確立(臨床POC取得4件以上、診療ガイドライン策定5件以上)
 - ・精神疾患の適正な治療法の確立(臨床POC取得3件以上、診療ガイドライン策定5件以上)
 - ・脳全体の神経回路の構造と活動に関するマップの完成
- を目指すものとする。

⑧ 疾患領域対応型統合プロジェクト<新興・再興感染症>

2020年(令和2年)までの達成目標として、

- ・得られた病原体(インフルエンザ、デング熱、下痢症感染症、薬剤耐性菌)の全ゲノムデータベース等を基にした、薬剤ターゲット部位の特定及び新たな迅速診断法等の開発・実用化
- ・ノロウイルスワクチン及び経鼻インフルエンザワクチンに関する臨床研究及び治験の実施並びに薬事承認の申請

を、2030年(令和12年)までの達成目標として、

- ・新たなワクチンの開発(例:インフルエンザに対する万能ワクチン等)
- ・新たな抗菌薬・抗ウイルス薬等の開発
- ・WHO、諸外国と連携したポリオ、麻疹などの感染症の根絶・排除の達成(結核については2050年(令和32年)までの達成目標)を目指すものとする。

⑨ 疾患領域対応型統合プロジェクト<難病>

2020年(令和2年)までの達成目標として、

- ・新規薬剤の薬事承認や既存薬剤の適応拡大を11件以上達成(ALS、遠位型ミオパチー等)
- ・欧米等のデータベースと連携した国際共同臨床研究及び治験の開始
- ・未診断又は希少疾患に対する新規原因遺伝子又は新規疾患の発見を5件以上達成を目指すものとする。

⑩ 健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発事業

- ・健康・医療戦略推進本部が中心となって行う横断的な検討に基づく、医療・介護等デジタルデータの利活用基盤の構築状況
- ・臨床ビッグデータの集積・共有し、人工知能技術を活用することによって行う診療支援や新たな医薬品・医療技術等の創出に資する研究開発の取組状況
- ・リバースTRやヒト由来の臨床検体の使用等の循環型研究開発の産学官連携の循環型研究開発の活性化への取組状況
- ・将来の医薬品、医療機器及び医療技術等への新たな画期的シーズの育成に向けた革新的先端研究開発の取組状況
- ・生物資源等の戦略的・体系的な整備への取組状況
- ・ニーズを十分に意識しつつ、予防、治療、生活の質の向上を目指した研究開発への取組状況
- ・高齢者に特有の疾患や老化・加齢メカニズムの解明・制御についての研究への取組状況

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1)ガバナンスの状況

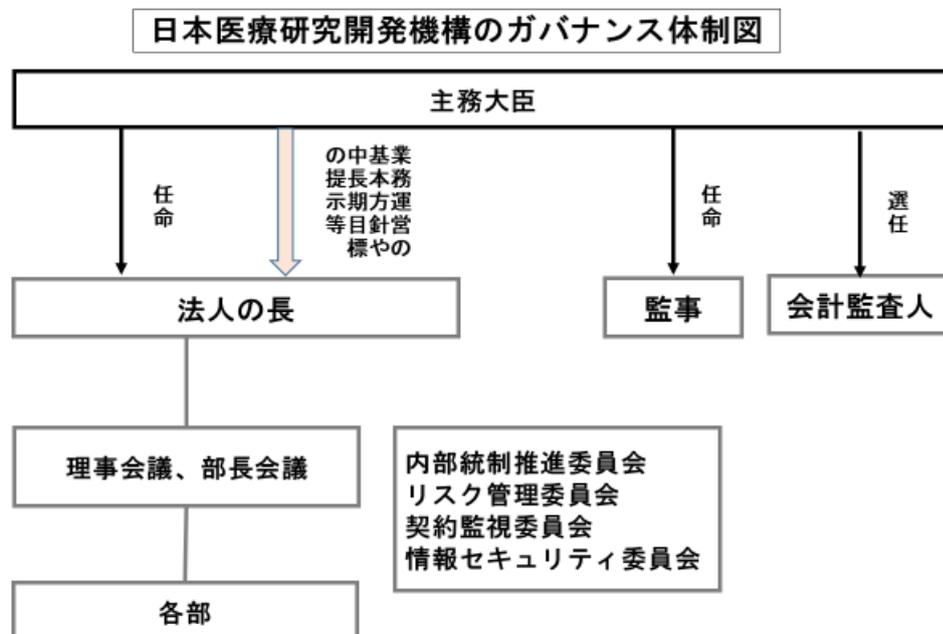
① 主務大臣

AMED の役員、職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項について、主務大臣は内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣となっており、その状況は次のとおりです。

	業務内容	主務大臣
1	役員の任命、解任	内閣総理大臣
2	中長期目標の提示	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
3	運営費交付金の交付	文部科学大臣
4	補助金の交付	文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書の内部統制に関する基本方針において、「機構は役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備すること」としており、AMED のミッションを効率的かつ効果的に達成するための体制を確保しています。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期及び経歴

(令和2年3月時点)

役職	氏名	任期	経歴
理事長	末松 誠	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 58 年 3 月 昭和 63 年 4 月 平成 3 年 5 月 平成 13 年 4 月 平成 19 年 10 月 慶應義塾大学 医学部卒業 慶應義塾大学 助手(医学部内科学教室) カリフォルニア大学サンディエゴ校 応用生体医工学部留学 慶應義塾大学 教授(医学部医化学教室) 慶應義塾大学 医学部長
理事	梶尾 雅宏	平成 31 年 1 月 22 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 62 年 3 月 昭和 62 年 4 月 平成 21 年 7 月 平成 28 年 6 月 平成 28 年 10 月 平成 29 年 4 月 東京大学 法学部卒業 厚生省入省 厚生労働省年金局 年金課長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 日本年金機構本部事業推進統括部付 上席事業 推進役 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 執行 役
監事	間島 進吾	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 46 年 3 月 昭和 47 年 3 月 昭和 62 年 9 月 平成 9 年 9 月 平成 17 年 1 月 平成 18 年 4 月 平成 29 年 5 月 中央大学大学院 商学研究科修士課程修了 公認会計士間島進吾事務所 KPMG LLP 監査担当パートナー KPMG LLP 日本関連事業部米国北東部統括パ ートナー及び 日本関連事業部全米統括パートナ ー KPMG LLP 顧問 中央大学 商学部教授 学校法人中央大学 常任理事
監事	室伏 きみ子	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 51 年 3 月 平成 8 年 4 月 平成 11 年 12 月 平成 14 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 23 年 3 月 平成 27 年 4 月 東京大学大学院 医学系研究科博士課程修了(医 学博士) お茶の水女子大学 理学部/大学院教授 ルイ・パスツール大学(仏) 客員教授 お茶の水女子大学 理学部長 お茶の水女子大学 理事・副学長 株式会社ブリヂストン社外取締役 お茶の水女子大学 学長

② 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む)及び平均年齢並びに法人への出向者数

- ① 常勤職員の数 388 名(前事業年度末比 23 名増)
- ② 平均年齢 50.1 歳
- ③ 法人への出向者数 181 名

(4) 重要な施設等の整備等の状況

東京都千代田区に本部、東京都中央区に東日本統括部及び大阪府大阪市に西日本統括部がありますが、いずれも賃貸であり所有する施設はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	110,000	0	375	109,625
資本金合計	110,000	0	375	109,625

当期減少額は、不要財産に係る国庫納付によるものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和元年度においては、目的積立金の申請は行っておりません。

(6) 財源の状況

令和元年度の法人単位の収入決算額は 153,099 百万円であり、その大半が国からの財政措置である運営費交付金及び国庫補助金となります。

なお、自己収入については過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等であり、将来的に国庫納付するものとなります。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	6,139	4.0
国庫補助金	141,043	92.1
自己収入	5,280	3.5
寄附金収入	178	0.1
受託等収入	460	0.3
合計	153,099	100.0

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理については、AMED のミッション遂行の障害となる要因(リスク)の識別、分析及びその対応を実施するため、「内部統制推進委員会」の下に「リスク管理委員会」を設置し、リスクの発生防止又は発生した場合の損失の最小化を図っています。

リスク管理委員会については、四半期毎に開催し、顕在化したリスクの評価・検証を行い、再発防止を図っています。特に、「情報セキュリティインシデント発生」及び「機微な個人情報の漏洩」については、重点的に発生防止に努めています。また、委員会において、重大なリスクと判断した事案は、再発防止策と実施状況について定期的な報告を求めることにより、再発防止策が適正かつ継続的に実施されリスクが防がれているか確認を行なっています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 重点リスクへの対応状況

[情報セキュリティインシデント発生]

情報セキュリティインシデントの発生は、業務システムの安定運用だけではなく、事業運営全体に影響を与えかねない重大なリスクの一つと認識しています。政府統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」と、それに基づく各種業務マニュアルを定めるとともに、情報セキュリティに関する研修・訓練を実施することで、職員の情報セキュリティ意識の向上を図っています。

AMED では、情報セキュリティインシデントとは言えない軽微なレベルの情報セキュリティ事象でも、発見した職員が速やかに CSIRT に通報すること、また、その事象の概要を AMED 全体で情報共有することを日頃から実践しています。例えば、不審なメールを受信した、あるいはメールを誤送信したといった事象は、軽微なものでも通報することが定着してきており、それに対して、適時、全職員へのメールでの注意喚起等を行っています。このような日常の取り組みを通じ、情報セキュリティインシデントが発生した場合でも、適切な対応が迅速にとれるよう努めています。

[機微な個人情報の漏洩]

各業務に関わる個人情報等の漏えい、滅失又はき損のリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの不正や持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の漏えい等を未然に防止するため、当該個人情報及びリスクの管理事項、体制整備、対応方針などを柱とした「個人情報保護規則」、「情報セキュリティポリシー」及び「リスク管理規程」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングや教育研修などを通じ徹底した管理に努めています。

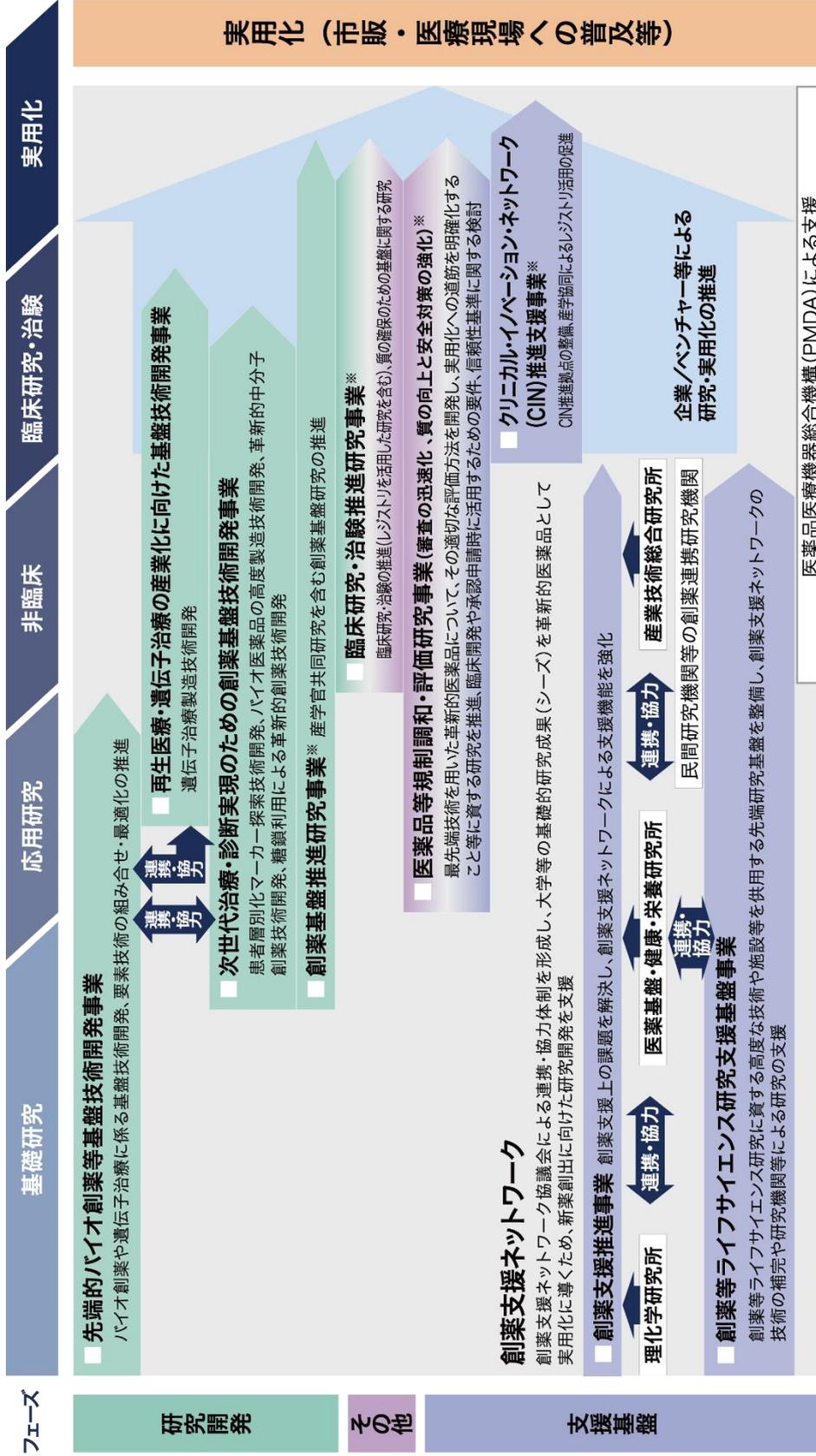
② 内部統制推進委員会

内部統制の対応状況については、「内部統制推進規程」に規定された内部統制を推進するための「内部統制推進委員会」において、内部統制の推進に係る実施計画に基づく取組の進捗報告を行い、また、AMED の各部室の業務手順書の見直しやモニタリング等により、ミッションを有効かつ効率的に果たしているか評価、検証を行うことで、AMED の適正な業務遂行を確保しています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元事業年度の AMED の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

① 医薬品創出

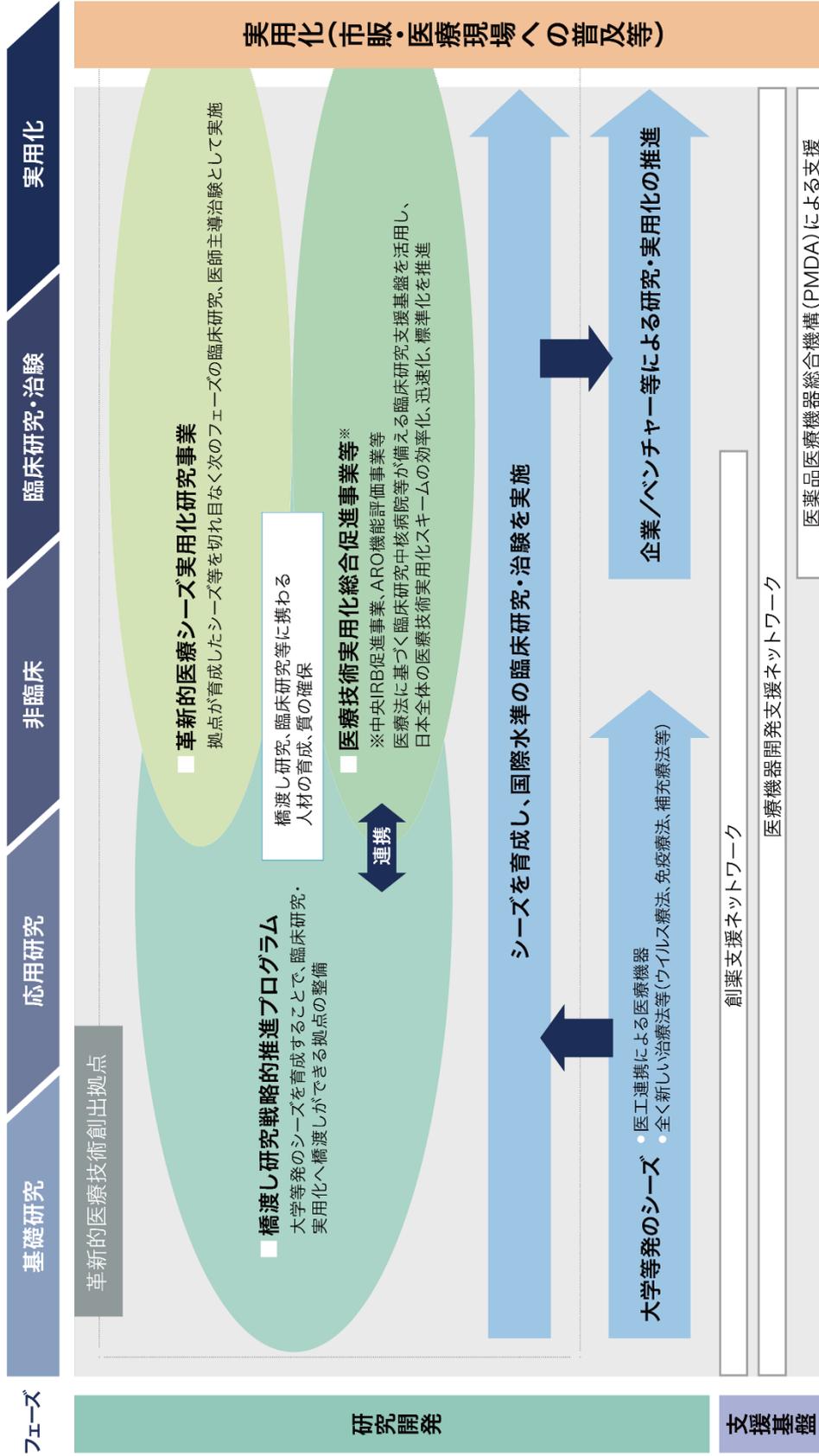


② 医療機器開発

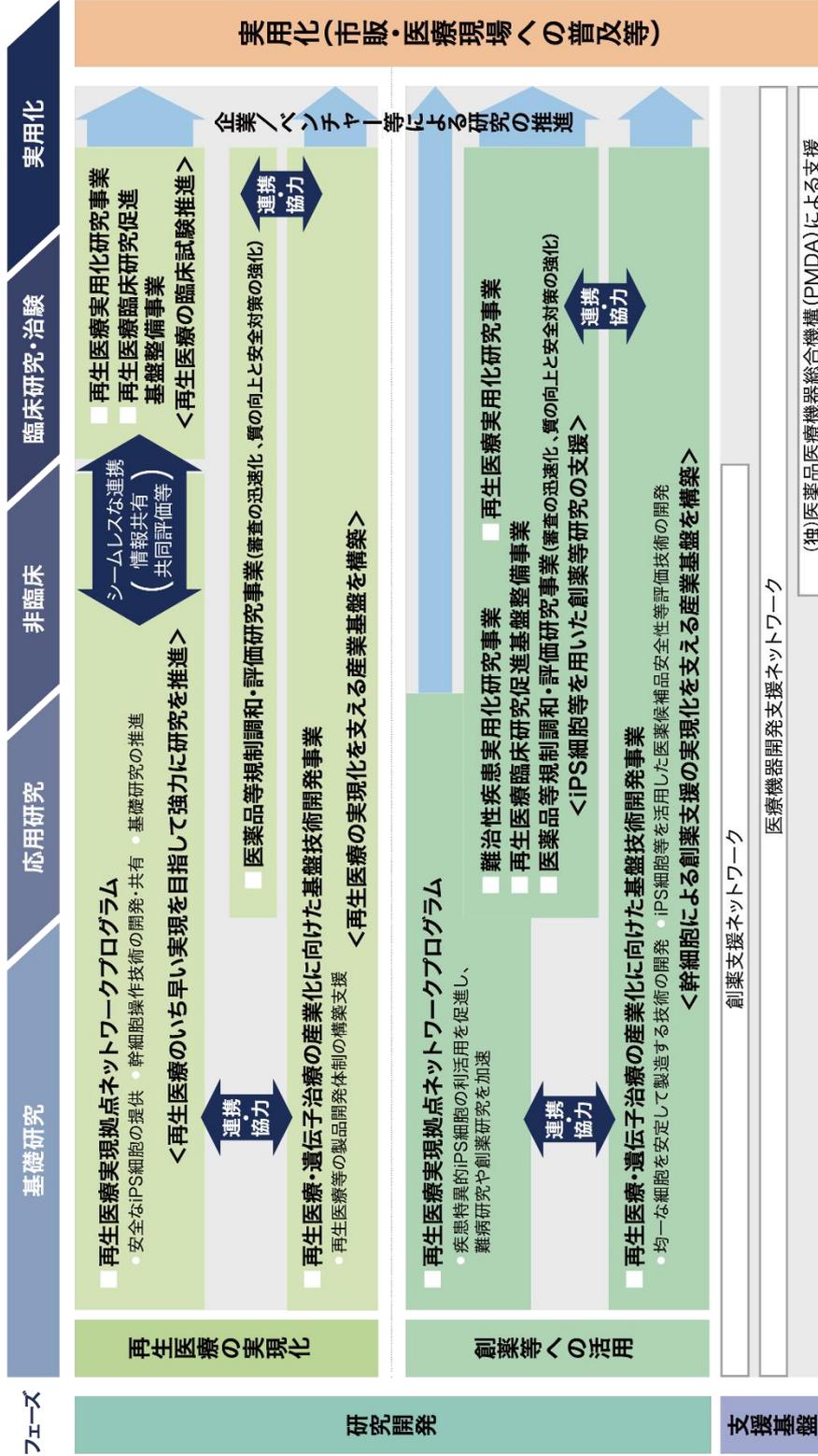


※ CIN関連事業を含むもの

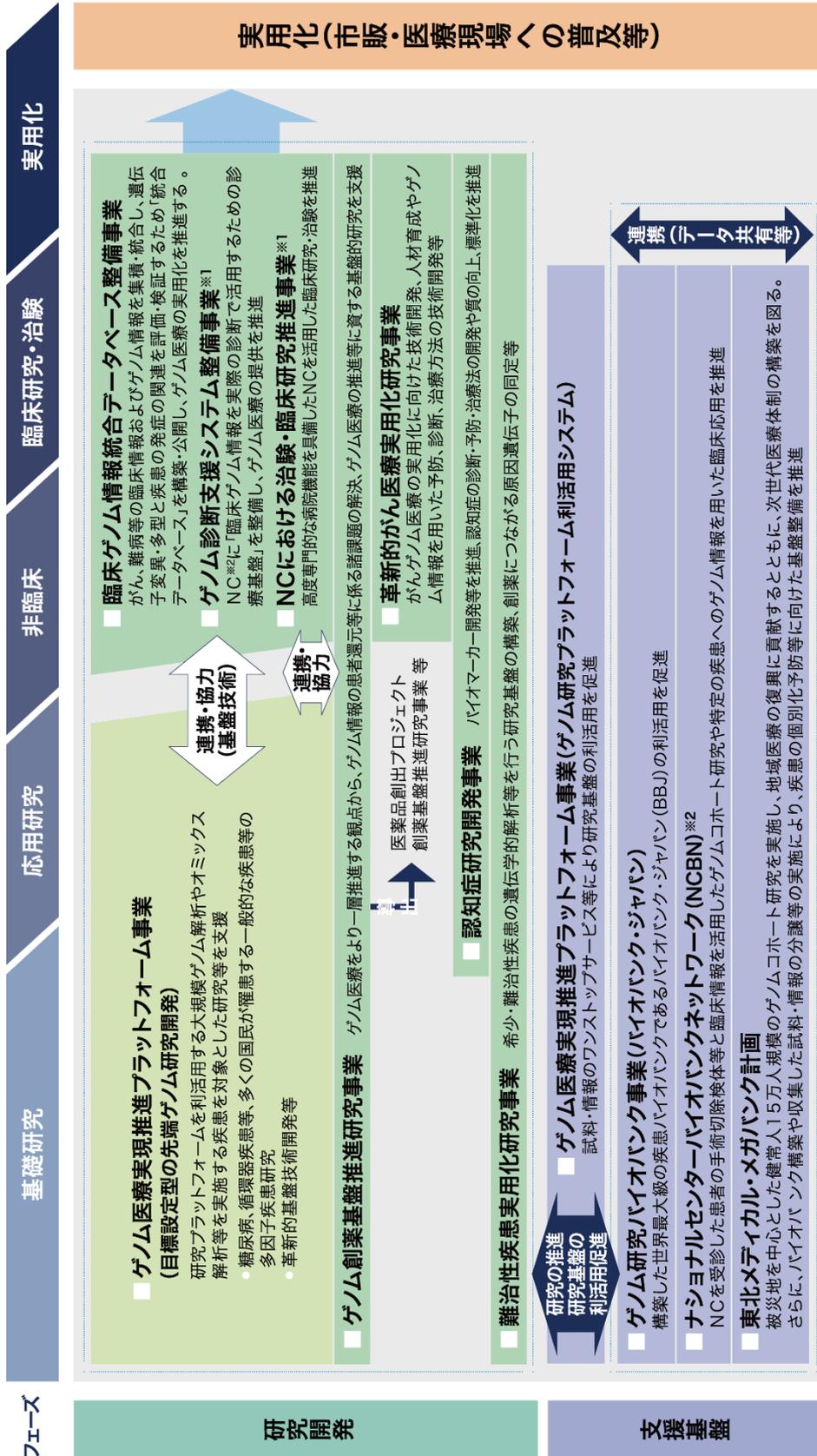
③ 革新的な医療技術創出拠点



④ 再生医療

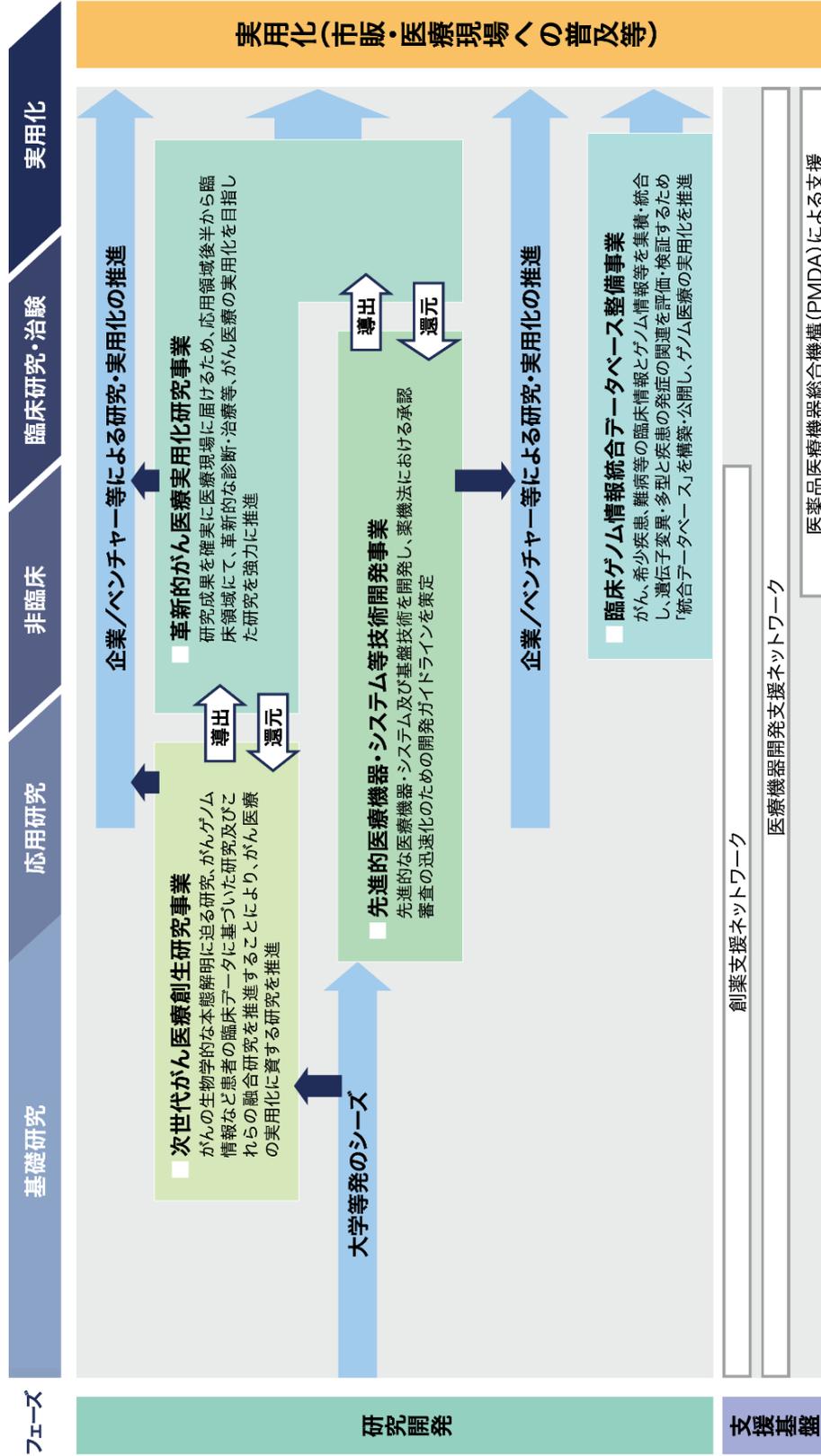


⑤ オーダーメイド・ゲノム医療

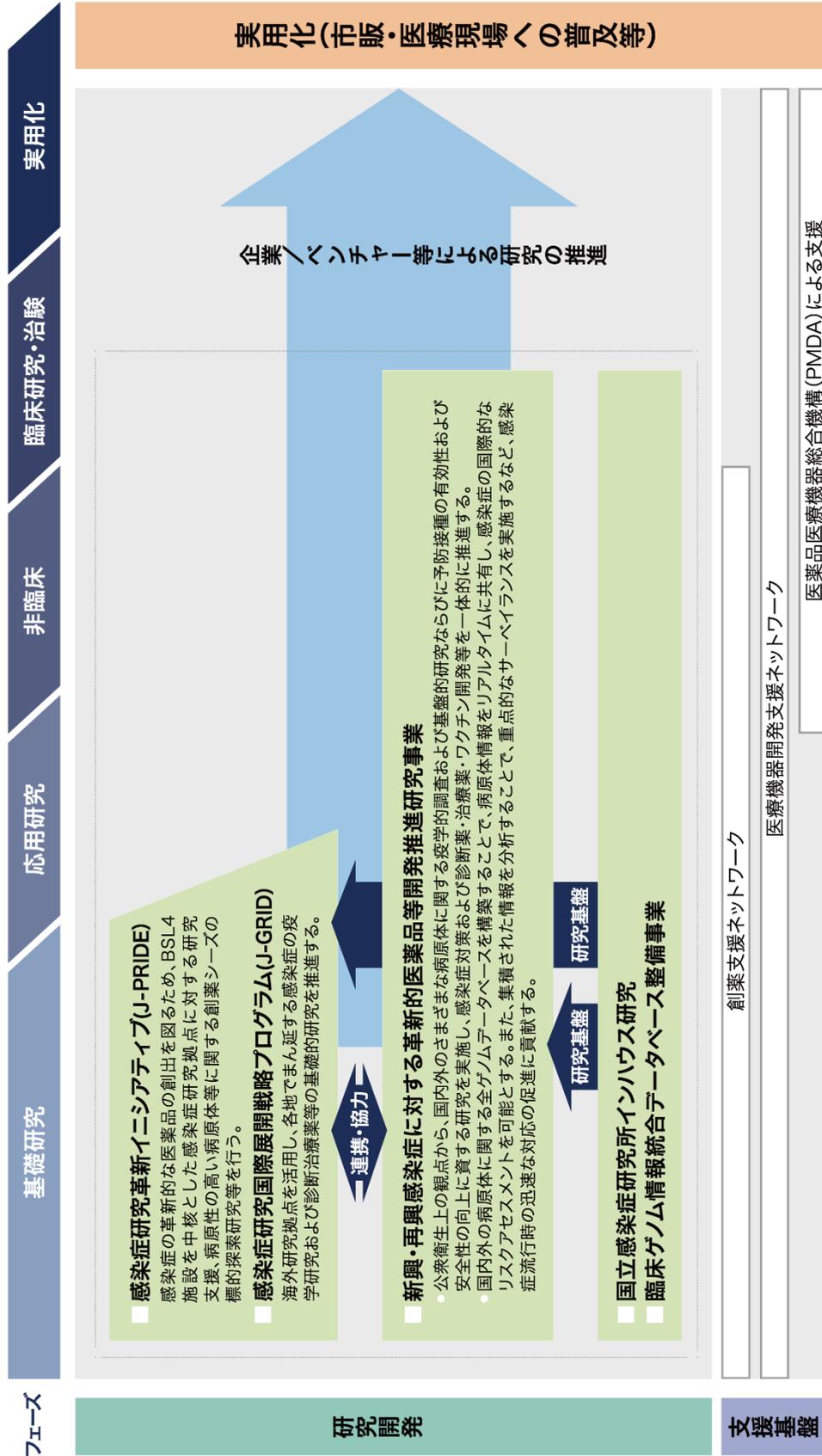


※1 本事業はインハウス研究 (国から直接機関に交付される予算による研究) によって実施、 ※2 NC: ナショナルセンター

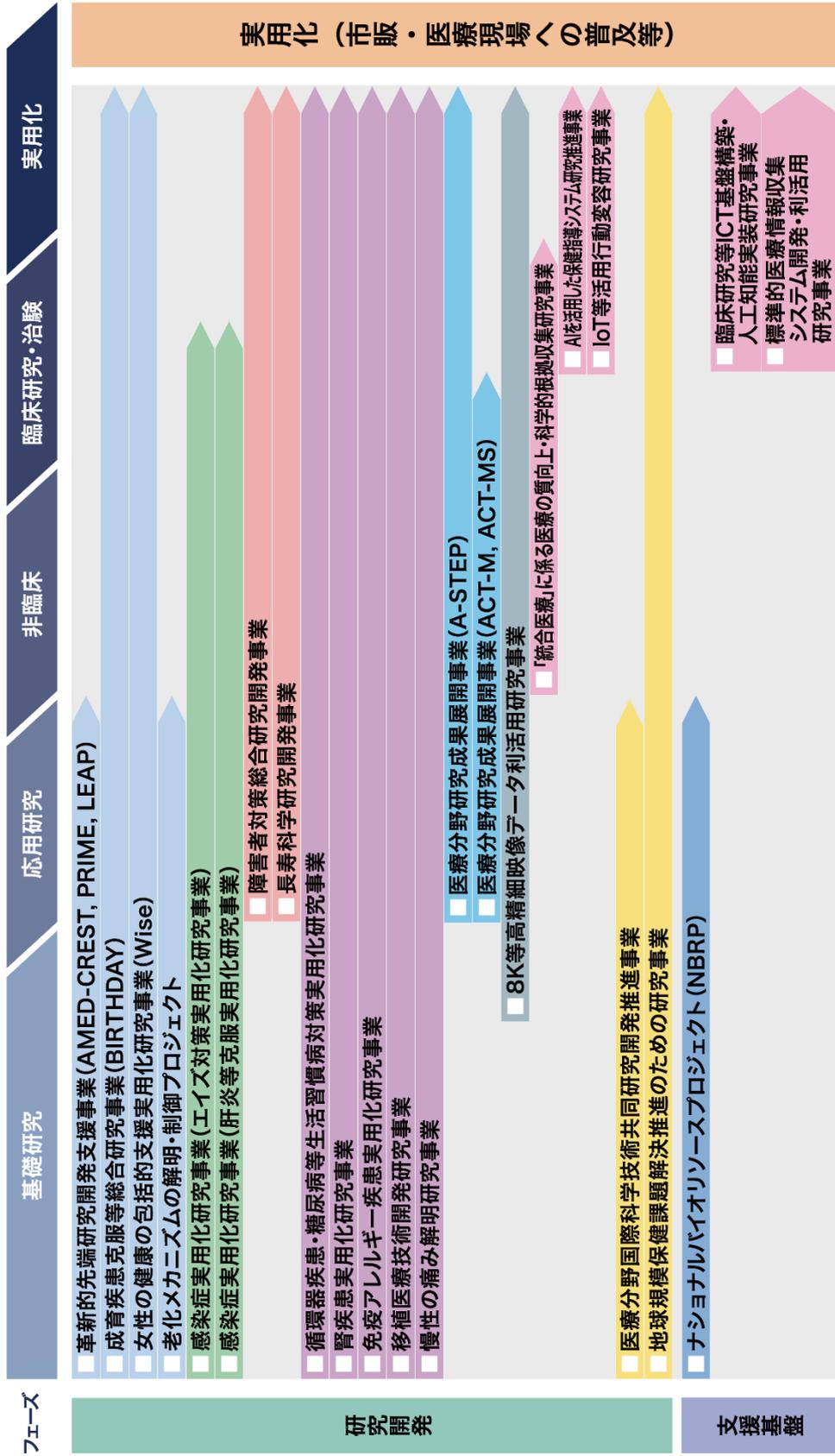
⑥ 疾患領域対応型統合プロジェクト〈がん〉



⑧ 疾患領域対応型統合プロジェクト<新興・再興感染症>



⑩ 健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発事業



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

AMED は、平成 27 年度の設立以降、「成果を一刻も早く実用化し患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指して、基礎から実用化までの一貫した医療研究開発の推進、その成果の円滑な実用化を図るとともに、研究開発環境の整備を総合的かつ効果的に行うためのさまざまな取組を役職員一体となって行ってきました。

令和元年度の業務実績について、各業務(セグメント)毎の具体的な取り組み結果(自己評価委員会における評価結果であり、令和2年6月末に主務大臣に提出する際に確定予定。)と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細については、令和元年度の業務実績に係る自己評価報告書をご覧ください。

(参照:<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>)

令和元年度項目別評定総括表

項目	自己評価	行政コスト(千円)
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
(1) 機構に求められる機能を発揮するための体制の構築等		
① 医療に関する研究開発のマネジメントの実現	A	7,116,824の内数
② 研究不正防止の取組の推進	B	7,116,824の内数
③ 臨床研究及び臨床試験データマネジメントの実行	B	7,116,824の内数
④ 実用化へ向けた支援	B	7,116,824の内数
⑤ 研究開発の基盤整備に対する支援	B	7,116,824の内数
⑥ 国際戦略の推進	B	7,116,824の内数
⑦ 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等	B	7,116,824の内数
(2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施		
① 医薬品創出	A	24,146,136
② 医療機器開発	A	12,244,315
③ 革新的な医療技術創出拠点	A	9,031,605
④ 再生医療	A	15,017,540
⑤ オーダーメイド・ゲノム医療	A	7,324,237
⑥ 疾患に対応した研究<がん>	A	12,706,855
⑦ 疾患に対応した研究<精神・神経疾患>	A	8,526,982
⑧ 疾患に対応した研究<新興・再興感染症>	S	7,706,382
⑨ 疾患に対応した研究<難病>	A	8,918,306
⑩ その他の健康・医療戦略の推進に必要な研究開発等	A	29,140,656

II. 業務運営の効率化に関する事項			
(1)業務改善の取り組みに関する事項			
①組織・人員体制の整備	B	-	
②PDCAサイクルの徹底	B	-	
③適切な調達の実施	B	-	
④外部能力の活用	B	-	
⑤業務の効率化	B	-	
(2)業務の電子化に関する事項			
	B	-	
III. 財務内容の改善に関する事項			
(1)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			
	B	-	
(2)短期借入金の限度額			
	-	-	
(3)不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			
	B	-	
(4)前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(記載事項無し)			
	-	-	
(5) 剰余金の使途			
	-	-	
IV. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
(1)内部統制に係る体制の整備			
	B	-	
(2)コンプライアンスの推進			
	B	-	
(3)情報公開の推進等			
	B	-	
(4)情報セキュリティ対策の推進			
	B	-	
(5)職員の意欲向上と能力開発等			
	B	-	
(6)施設及び設備に関する計画			
	-	-	
(7)職員の人事に関する計画			
	B	-	
(8)中長期目標の期間を超える債務負担			
	B	-	
(9)機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に関する事項			
	-	-	

(2) 当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況は以下のとおりです。なお、令和元年度の主務大臣による評価は今夏以降に示されます。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
評定	A	A	A	A

11. 予算と決算との対比

(法人単位決算報告書)

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額	差異理由
収入				
運営費交付金	6,139	6,139	-	
医療研究開発推進事業費補助金	127,306	120,619	6,686	(注1)
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	7,766	7,751	15	
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	2,733	2,673	60	
革新的研究開発推進基金補助金	10,000	10,000	-	
自己収入	0	5,280	△ 5,280	(注2)
寄附金収入	178	178	-	
受託等収入	463	460	3	
計	154,584	153,099	1,485	
支出				
一般管理費	4,137	4,368	△ 231	
人件費	1,231	1,226	5	
物件費	2,873	3,109	△ 237	(注3)
公租公課	33	33	1	
事業費	2,180	13,895	△ 11,715	
物件費	2,180	13,895	△ 11,715	(注3)
医療研究開発推進事業費	127,306	119,418	7,888	(注1)
保健衛生医療調査等推進事業費	7,766	7,717	48	
中小企業医療研究開発推進事業費	2,733	2,517	216	
受託等経費	463	460	3	
計	144,584	148,375	△ 3,791	

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

予算と決算額との差額の説明

(注1) 次年度への繰越が生じたため

(注2) 過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等のため

(注3) 前年度からの繰越のため

※詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.amed.go.jp/koukai/teikyuu.html>

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表は、以下のとおりです。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	106,268	流動負債	8,805
現金及び預金	13,057	固定負債	16,637
有価証券	92,950	資産見返負債	8,212
その他の流動資産	261	退職給付引当金	425
固定資産	33,501	長期預り補助金等	8,000
有形固定資産	5,460	負債合計	25,442
無形固定資産	656	純資産の部	金額
投資その他の資産	27,385	資本金	109,625
開発委託金	17,697	政府出資金	109,625
開発委託金回収債権	9,000	資本剰余金	266
敷金保証金	264	利益剰余金	4,436
退職給付引当金見返	425	積立金	3,780
		当期未処分利益	656
		純資産合計	114,327
資産合計	139,769	負債純資産合計	139,769

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

項目	金額
I 損益計算書上の費用	141,880
業務費	131,999
一般管理費	4,366
財務費用	1
雑損	1,687
臨時損失	3,826
法人税、住民税及び事業税	0
II その他行政コスト	-
III 行政コスト	141,880

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用 (A)	138,053
業務費	131,999
人件費	2,546
研究委託費	120,216
業務委託費	2,448
減価償却費	2,519
その他	4,269
一般管理費	4,366
人件費	1,853
業務委託費	1,430
減価償却費	103
その他	980
財務費用	1
雑損	1,687
経常収益 (B)	141,570
運営費交付金収益	6,278
補助金等収益	126,376
寄附金収益	178
受託業務収入	460
その他	6,575
財務収益	2
雑益	1,702
臨時損益 (C)	△ 2,861
その他調整額 (D)	0
当期総利益 (B-A+C+D)	656

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	110,000	266	3,780	114,046
I 資本金の変動	△ 375			△ 375
II 資本剰余金の変動		0		0
III 利益剰余金の変動				
積立金				
当期未処分利益			656	656
当期変動額合計	△ 375	0	656	281
当期末残高	109,625	266	4,436	114,327

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

項目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	3,816
人件費支出	△ 4,700
運営費交付金収入	6,139
補助金等収入	141,090
寄附金収入	178
受託収入	420
その他収入	5,223
国庫納付金支出	△ 7
その他支出	△ 144,526
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 41,745
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 3,476
IV 資金に係る換算差額 (D)	△ 1
V 資金増加額 (又は減少額△) (E=A+B+C+D)	△ 41,407
VI 資金期首残高 (F)	54,465
VII 資金期末残高 (G=E+F)	13,057

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

※詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.amed.go.jp/koukai/teikyou.html>

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和元年度末現在の資産合計は 139,769 百万円と、前年度比 6,641 百万円増(5.0%増)となっています。これは、主として一般勘定の開発委託金回収債権が前年度比 8,832 百万円増加したことによります。

(負債)

令和元年度末現在の負債合計は 25,442 百万円と、前年度比 6,360 百万円増(33.3%増)となっています。これは、主として特定公募型研究開発業務勘定の新設により長期預り補助金等が前年度比 8,000 百万円増加したことによります。

(2) 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは 141,880 百万円となっています。損益計算書上の費用が 141,880 百万円となり、その他行政コストが発生しなかったことによります。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和元年度の経常費用は 138,053 百万円と、前年度比 10,048 百万円減(6.8%減)となっています。これは、主として一般勘定の研究委託費が前年度比 7,791 百万円減少したことによります。

(経常収益)

令和元年度の経常収益は 141,570 百万円と、前年度比 8,716 百万円減(5.8%減)となっています。これは、主として一般勘定の研究委託費が減少したこと等に伴い、費用を相殺するために計上する補助金等収益が前年度比 7,672 百万円減少したことによります。

(当期総利益)

上記経常損益の状況及び臨時損益の結果、令和元年度の当期総利益は 656 百万円と、前年度比 1,610 百万円減(71.1%減)となっています。これは、主として一般勘定において国庫納付金 3,109 百万円(前年度比 3,101 百万円増)の臨時損失を計上したことによります。

(4) 純資産変動計算書

(資本金)

令和元年度末現在の資本金は 109,625 百万円と、前年度比 375 百万円減(0.3%減)となっています。これは、不要財産に係る国庫納付により減資したことによります。

(利益剰余金)

令和元年度末現在の利益剰余金は 4,436 百万円と、前年度比 656 百万円増(17.3%増)

となっています。これは、当期総利益の発生に伴い、当期末処分利益を計上したことによりま
す。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 3,816 百万円と、前年度比 12,342 百万
円の資金増となっています。これは、主として業務活動に伴うその他経費支出が前年度比
5,173 百万円減少したこと、補助金等収入が前年度比 2,556 百万円増加したこと、業務収入
が前年度比 1,453 百万円増加したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△41,745 百万円と、前年度比 40,267 百
万円の資金減となっています。これは、主として有価証券の取得による支出が前年度比
33,950 百万円増加したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△3,476 百万円と、前年度比 28,476 百
万円の資金減となっています。これは、政府出資金収入が 25,000 百万円減少したこと、不要
財産に係る国庫納付等による支出が 3,476 百万円増加したことによります。

14. 内部統制の運用に関する情報(内部統制システムの運用状況など)

<内部統制の運用 業務方法書第 12 条、第 17 条、第 18 条>

内部ガバナンスを強化するため、内部統制推進委員会及びリスク管理委員会を設置し、
AMED の業務の適性を確保するための内部統制の推進に努めています。

また、倫理及びコンプライアンス関係の各種規程の策定並びに周知、各種研修の開催、
AMED が保有する法人文書及び個人情報等の適切な管理等の内部統制環境を整備しています。

令和元年度においては、法人運営の基本的事項として「AMED 運営基本理念・運営方針」及
び「AMED 役職員行動規準」を定め、法人としての理念や行動規準を明確化しました。また、内
部統制推進に係る体制を整備するため「内部統制の推進に係る基本方針」を定めました。

具体的な取組としては、

- ・「内部統制推進委員会」を2回、「リスク管理委員会」を4回開催
- ・業務記述書、業務フロー図、リスクコントロールマトリクス、管理部門内部統制チェックリスト
について、前年度に顕在化したリスクを反映させるよう見直しを実施
- ・各部における例規及び業務マニュアルの整備を推進
- ・コンプライアンス意識向上のための冊子の配布
- ・内部統制に関する管理職向け研修及び一般職員向け研修を実施(のべ 387 人参加)
- ・コンプライアンス研修を3回実施(のべ 425 人参加)

等を行いました。

また、12月2日～6日をコンプライアンス推進週間とし、

- ・理事長からのコンプライアンスについてのメッセージの発信

- ・コンプライアンス推進週間ポスターの掲示
- ・PC起動時におけるコンプライアンスメッセージの表示

等の取組を行いました。

<運用資金の管理>

資金運用については取扱い規則を整備し、元本回収の安全性及び確実性を最優先とした譲渡性預金を選定しています。

<監事監査・会計監査人監査・内部監査(業務方法書第 22 条、第 23 条)>

監事は、AMED の業務に関する監査を行います。監査の結果は、監査報告書として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)に提出されます。なお、監査の結果に基づき、必要があるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、AMED は、監事の監査とは別に、独法通則法により、会計監査人の監査を受けなければなりません。監査の結果は、会計監査報告書として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣に提出されます。

さらに、監査室は、AMED の業務に関し、業務の運営が合規性の観点から法令等に準拠し適正に行われているかどうか等について、内部監査を実施します。監査の結果及びその結果に対する改善状況は、監査報告書として理事長に報告します。令和元年度の内部監査は、第 1 期中長期計画期間の最終年度であるため、これまで実施した内部監査の改善状況に対するフォローアップ監査等を実施し、適正に処理されていることを確認しました。

<入札及び契約に関する事項(業務方法書第 25 条)>

AMED は、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置して、独法の契約状況の点検・見直しについて(閣議決定)等に基づき、入札及び契約手続等の点検・見直し等を行います。また、物品又は役務等の調達に係る競争契約原則の徹底及び入札の適正を期する等のため契約審査委員会を設置しています。

令和元年度においては、契約監視委員会を3回開催し、調達実績の点検・見直しを行っています。また、契約審査委員会を4回開催しています。

<予算の適正な配分(業務方法書第 15 条)>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、四半期ごとに各部の予算執行状況を取り纏めて部長会議に報告するとともに、年2回、各部からヒアリングを行い、その結果を理事会議に報告のうえ予算執行状況を踏まえた予算修正を行っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 25 年 2 月

内閣官房に健康・医療戦略室設置

平成 25 年 6 月

「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」により医療分野の研究開発の司令塔機能創設閣議決定

平成 26 年 2 月

健康・医療戦略推進法案、独立行政法人日本医療研究開発機構法案閣議決定

平成 26 年 5 月

健康・医療戦略推進法案、独立行政法人日本医療研究開発機構法案の成立

平成 26 年 7 月

健康・医療戦略閣議決定

平成 27 年 4 月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 設立

(2) 設立根拠法

健康・医療戦略推進法

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

(3) 主務大臣

内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣

(4) 組織体制

7 頁、組織図参照

(5) 事務所の所在地

① 本部

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 20 階～24 階

② 創薬戦略部 東日本統括部

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町1-5-5 室町ちばぎん三井ビルディング 8 階

③ 創薬戦略部 西日本統括部

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 11 階

④ 海外拠点(海外事務所)

・ワシントン DC 事務所

1140 Connecticut Avenue, Northwest, Suite 503, Washington, D.C.
20036

・ロンドン事務所

Salisbury House, London Wall, London EC2M 5QZ

・シンガポール事務所[※]

2 Science Park Drive, #02-08/09, Ascent, Singapore Science Park I,
Singapore 118222

※シンガポール事務所は、令和2年3月末で、一旦、閉鎖することとし、海外事務所のあり方を総合的に検討した上で、第二期において必要な措置を講じることとしている。

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

令和元年度においては、関連会社等に該当するものではありません。

(7) 主要な財務データ(法人単位)の経年比較

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	30,548	83,908	115,246	133,128	139,769
負債	30,141	27,895	28,466	19,082	25,442
純資産	407	56,013	86,781	114,046	114,327
行政コスト	—	—	—	—	141,880
経常費用	138,906	147,151	151,068	148,101	138,053
経常収益	139,060	147,747	151,835	150,286	141,570
当期総利益	153	594	768	2,265	656

(注)各金額は単位未満四捨五入によっている。

(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位)

①予算

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	5,925
政府出資金	0
医療研究開発推進事業費補助金	109,367
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	9,192
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	2,140
革新的研究開発推進基金補助金	200
寄附金収入	169
受託等収入	283
計	127,277
支出	
一般管理費	3,949
人件費	1,300
物件費	2,604
公租公課	45
事業費	13,778
物件費	13,778
医療研究開発推進事業費	109,367
保健衛生医療調査等推進事業費	9,192
中小企業医療研究開発推進事業費	2,140
受託等経費	283
計	138,709

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

②収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	129,991
経常費用	129,991
業務費	125,744
一般管理費	4,247
臨時損失	0
収益の部	130,104
経常収益	129,993
運営費交付金収益	5,601
補助金等収益	120,805
寄附金収益	169
受託業務収入	283
資産見返負債戻入	2,862
賞与引当金見返に係る収益	264
退職給付引当金見返に係る収益	6
財務収益	2
臨時利益	111
当期純利益	113
当期総利益	113

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	金額
資金支出	225,453
業務活動による支出	138,670
投資活動による支出	81,179
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	5,605
資金収入	225,453
業務活動による収入	127,973
運営費交付金による収入	5,925
業務収入	694
受託収入	283
国庫補助金による収入	120,900
寄附金収入	169
その他の収入	2
投資活動による収入	90,111
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	7,369

(注)各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

16. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	現金、1年以内に満期の到来する預金
有価証券	譲渡性預金等
その他の流動資産	前払費用、賞与引当金見返等
有形固定資産	建物、工具器具備品
無形固定資産	商標権、ソフトウェア
開発委託金	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第1項第1号に規定する医療分野の研究開発のうち、医療分野研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム及び医療研究開発革新基盤創成事業として企業等に委託し、支出した金額
開発委託金回収債権	開発委託金のうち、研究開発の成功・不成功等に応じて企業等より返還されることが確定した金額
退職給付引当金見返	退職給付引当金の繰入に対応する額

流動負債	預り補助金等、未払金等
資産見返負債	固定資産(償却資産等)の取得額のうち運営費交付金、補助金等に対応する額
退職給付引当金	退職給付に係る引当金
長期預り補助金等	翌事業年度以降の特定の事業に充てるため特別の資金として保有することを目的として交付を受けた補助金
政府出資金	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	資本金及び利益剰余金以外の資本の額
利益剰余金	業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	行政コストのうち、損益計算書に計上される費用
その他行政コスト	行政コストのうち、AMEDの会計上の財務的基礎が減少する取引に相当するものであるが、損益計算書に計上されないもの

③ 損益計算書

業務費	業務に要した費用
人件費	給与、賞与、法定福利費等、職員等に要する費用
減価償却費	固定資産の取得原価を耐用年数にわたって配分した費用
運営費交付金収益	運営費交付金を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
補助金等収益	補助金等を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
臨時損益	国庫納付金、固定資産売却益、独立行政法人会計基準等の改訂に基づく引当金の繰入等
その他の調整額	法人税、住民税及び事業税

④ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、運営費交付金収入、補助金等収入、業務収入、その他の経費支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	不要財産に係る国庫納付等による支出等が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

ホームページでは、AMED のご案内や各事業の紹介のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

◆事業の紹介(令和2年3月時点)

<p>オールジャパンでの医薬品創出プロジェクト</p> <p>大学や産業界と連携しながら、新薬の創出や、革新的な医薬品、希少な疾病の治療薬などの研究開発を支援します。</p>	<p>オールジャパンでの医療機器開発プロジェクト</p> <p>我が国の高い技術力を活かし、医療機器に関する技術シーズの創出や技術を実用化につなげる研究開発を行います。</p>	<p>革新的医療技術創出拠点プロジェクト</p> <p>基礎研究段階から実用化までシームレスに実施できる拠点の強化・充実を図るとともに、革新的医療技術の実用化を促進します。</p>
<p>再生医療実現プロジェクト</p> <p>iPS細胞などを用いた再生医療の迅速な実現を支援します。また、iPS細胞などを用いた創薬などの研究を支援します。</p>	<p>疾病克服に向けたゲノム医療実現プロジェクト</p> <p>バイオバンクの構築、ゲノム解析情報などのデータ解析を行い、疾患に関連する遺伝子の同定などを進めます。</p>	<p>ジャパン・がんサーリサーチ・プロジェクト</p> <p>基礎研究の有望な成果を厳選し、実用化に向けた研究を推進します。臨床研究や治療で得られたデータなどを基礎研究に還元します。</p>
<p>脳とこころの健康大国実現プロジェクト</p>	<p>新興・再興感染症制御プロジェクト</p>	<p>難病克服プロジェクト</p>

◆プレスリリース等のニュース

ニュース

プレスリリース	成果情報	トピックス
事業に関するお知らせ	募集案内	イベント
その他お知らせ	掲載日順一覧	

◆パンフレット(全体)

機構紹介パンフレット

AMED全体の紹介や取組みなどをまとめています。



[総合パンフレット](#) PDF

機構の取り組みや事業等について紹介した36ページのパンフレットです。



[事業および研究分野一覧\(令和元年10月版\)](#)

PDF

AMEDの全事業および研究分野の一覧です。総合パンフレットの別冊としてお使いください。



[AMED成果集2018](#) PDF

2018年度研究事業成果集 2018年度に創出した主な成果や取組について紹介した成果集です。



[AMED成果集2017](#) PDF

2017年度研究事業成果集 2017年度に創出した主な成果や取組について紹介した成果集です。